

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	2 0 3	受 理 年 月 日	令 和 3 年 2 月 19 日
件 名	民間移管先の再選定		
要 旨	<p>私たちは稚松保育園の保護者会、育成会である。稚松保育園は市営崇仁保育所が稚松学区に移転、民間移管された園で、今年度から社会福祉法人錦会が運営している。京都市が定める移管後の運営に係る基本事項（崇仁保育所）に基づき今年度から令和4年度まで引継期間がある。昨年11月にも陳情をしたが、その後も法人の運営に改善が認められないためこの陳情を行う。</p> <p>年始になり、ようやく法人から回答書を受け取ったが回答の内容は趣旨不明なもので、三者協議会でのしつけ発言について法人として真摯に向き合う姿勢ではないため、基本事項に定めた三者協議会の再開のめどは立っていない。保護者が問題にしているのは、駐車場の屋根から雨水が流れ落ちる様子が子供にとっては魅力的に映り、そちらにひかれるように向かってしまい、ぬれてしまう状況である。子供たちの安全面からも子供たちを通路へと促すのであれば、なおさら雨どいが必要である。子供たちにとって危険だとしながら、その原因となる危険な保育環境の改善をしない法人の姿勢は非常に問題である。</p> <p>そして、11月末に園長の急な退職があった。現在まで、園長が2箇月半にわたり不在である。基本事項の重大な違反であり、あってはならない状況が続いていることは、園に通う保護者にとって不安と怒りでしかない。保護者としては園長の退職の理由は法人の一部理事の運営方針であると考えている。</p> <p>今年1月末に上記のようなことを記載した文書を改めて法人宛てに送ったが今の時点で何の返事も頂いていない。</p> <p>以上のとおり、法人が遵守すべき基本事項について園長不在という明白かつ重大な違反状態が長期化している。このような状態は京都市が保護者に約束したはずの崇仁保育所の保育内容の引継ぎにも重大な影響を及ぼし、適正な民間移管に反するものである。また、法人理事の不適切な発言とその後の法人の不誠実な対応によって三者協議会を開けておらず、この点も基本事項に違反した状態である。法人のこのような基本事項違反は極めて重大である。京都市において法人との間で締結した協定を解除し、移管先法人として別の法人を新たに選定すべきではないか。</p> <p>ついては、京都市は社会福祉法人錦会との協定を解除し、稚松保育園（旧・崇仁保育所）について、新たな移管先法人を選定する手続を開始することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		

